

# 参議院建設委員会会議録 第六号

(一一三)

## 第二十二回会議

昭和三十年五月二十四日(火曜日)午前  
十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

石川 榮一君

桂君

赤木 正雄君

武藤 常介君

石原 幹市郎君

小澤 久太郎君

西岡 ハル君

利雄君

邦彦君

宮本 横川

北勝太郎君

村上 義一君

大和 与一君

湯山 田中 一君

永井 純一郎君

国務大臣  
建設大臣

政府委員

建設政務次官

建設大臣官房長

建設省計画局長

事務局側

常任委員

会専門員

武井 菊池

常任委員

会専門員

本日の会議に付した案件

○国設住宅法案(田中一君外一名発議)

○日本分譲住宅公社法案(田中一君外一名発議)

○日本分譲住宅公社法施行法案(田中一君外一名発議)

○日本住宅公團法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(石川榮一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

国設住宅法案、日本分譲住宅公社法案、日本分譲住宅公社法施行法案、以上三案を一括しまして議題に供します。発議者から提案理由の御説明願います。

○田中一君 ただいま議題となりました国設住宅法案の提案理由を御説明申しあげます。

申すまでもなく、わが国の住宅難はきわめて深刻であり、戦後十年を経てなお四百数十万戸の不足をきたしている現状であります。が、ことに都市において不足がはなはだしいこと、低額所得者が困窮していることが今日の特徴であります。

御承知のように、これまでわが国の低額所得者に対する住宅供給の方法と

しては、公営住宅法によりまして、国

補助して、地方公共団体の事業として行なつて参つたのであります。が、戦後

かかるに住宅困窮者の約半数は、融資の方法や自力によつては、どうい建

築されない低収入階層であります。從い

ます。が、同時に住居の質が健康で文化的かつ耐久的なものであることが必要であります。わが国の住宅は九割九分まで本造建築で、年々の火災、風水害等によって国富の大きな消耗を招来しておりますことはもちろん、さらに木造のために、この狭い国土において土地の利用度がきわめて低くされておりますことは、国土利用上大きな損失といわなくてはなりません。

翻つて、現行の公営住宅法によりま

す場合には、その供給方法が建設費の一部補助の形をとつておりますため

に、量の増大をはからうとすれば、地

方公共団体の財政負担が過重となり、

質の向上をはからうとすれば、家賃が高くなつて低收入者の対象外になるとあります。これらの矛盾をなくし、堅牢で文化的な低額賃住宅を供給する

ために、建設費は全額国が負担し、不燃構造住宅を建設し、経営管理は地方公共

団体が実施することも、家賃は生計費の五分の一に相当する額に定めて、国民生活の安定と向上をはからうとするの

が、本法案提出の理由であります。

何ぞ右御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望してやまない次第であります。

次に、ただいま議題となりました日本分譲住宅公社法案の提案理由を御説明申し上げます。

本日の会議に付した案件

○国設住宅法案(田中一君外一名発議)

まして低額賃の住宅を多量に供給することが第一の要件であるわけであります。が、同時に住居の質が健康で文化的かつ耐久的なものであることが必要であります。わが国の住宅は九割九分まで本造建築で、年々の火災、風水害等によって国富の大きな消耗を招来しておりますことはもちろん、さらに木造のために、この狭い国土において土地の利用度がきわめて低くされておりますことは、国土利用上大きな損失といわなくてはなりません。

翻つて、現行の公営住宅法によりま

す場合には、その供給方法が建設費の一部補助の形をとつておりますため

に、量の増大をはからうとすれば、地

方公共団体の財政負担が過重となり、

質の向上をはからうとすれば、家賃が

高くなつて低收入者の対象外となる

ことがあります。これらの矛盾をなくし、

堅牢で文化的な低額賃住宅を供給する

ために、建設費は全額国が負担し、不燃

構造住宅を建設し、経営管理は地方公共

団体が実施することも、家賃は生計

費の五分の一に相当する額に定めて、国民

生活の安定と向上をはからうとするの

が、本法案提出の理由であります。

何ぞ右御審議の上、すみやかに御

賛成あらんことを切望してやまない次

第であります。

次に、ただいま議題となりました日本分譲住宅公社法案の提案理由を御説明申し上げます。

本日の会議に付した案件

○国設住宅法案(田中一君外一名発議)

現在わが国の住宅建設は約半数近くが國の財政投融資による助成によつているのであります。が、同時に住居の質が健康で文化的かつ耐久的なものであることが必要であります。わが國の住宅は九割九分まで本造建築で、年々の火災、風水害等によって国富の大きな消耗を招来しておりますことはもちろん、さらに木造のために、この狭い国土において土地の利用度がきわめて低くされておりますことは、国土利用上大きな損失といわなくてはなりません。

翻つて、現行の公営住宅法によりま

す場合には、その供給方法が建設費の一部補助の形をとつておりますため

に、量の増大をはからうとすれば、地

方公共団体の財政負担が過重となり、

質の向上をはからうとすれば、家賃が

高くなつて低收入者の対象外となる

ことがあります。これらの矛盾をなくし、

堅牢で文化的な低額賃住宅を供給する

ために、建設費は全額国が負担し、不燃

構造住宅を建設し、経営管理は地方公共

団体が実施することも、家賃は生計

費の五分の一に相当する額に定めて、国民

生活の安定と向上をはからうとするの

が、本法案提出の理由であります。

何ぞ右御審議の上、すみやかに御

賛成あらんことを切望してやまない次

第であります。

次に、ただいま議題となりました日本分譲住宅公社法案の提案理由を御説明申し上げます。

本日の会議に付した案件

○国設住宅法案(田中一君外一名発議)

なればならないということであります。次に、耐久的な耐火構造の住宅を

かえますならば、國が財政投融資を行

なつて建てられる住宅は、木造をやめ

なければならないということであります。

次に、耐久的な耐火構造の住宅を

かえます。が、その中心をなし

頭金なしで、しかも低廉な価格で割賦

分譲するということであります。

以上の二つの基本的な立場から、現

在の住宅金融公庫を根本的に改組し、

新たに日本分譲住宅公社を設立し、國

民大衆が健康で文化的な生活を営むに適

足りる住宅を建設し、住宅困難者に適

正な価格で長期割賦支払の方法で譲渡

し、住宅難の解決と都市の不燃化をは

かねうとするのが本法案提出の理由であります。

法案の大要について、申し上げます

と、第一に、公社の性格は公法人とし、

資本金は全額政府出資とし、住宅金融

公庫の資本金を引き当てる」といた

要項を決定する機関とし、委員は両

院の同意を得て内閣が任命すること

をおき、公社の業務の運営に関する重

要事項を決定する機関とし、委員は両

院の実施すべき分譲住宅の建設

五ヶ年計画、公社の業務、財務及び会計並びに政府の監督等について必要な規定を設けることといたしました。

以上が本法案の要旨ですが、どうか慎重御審議の上すみやかに議決下さいます。以上がより願つてやみません。

次に、ただいま議題となりました日本分譲住宅公社法施行法案につきましてその提案理由を御説明申し上げま

す。

この法案は、まず日本分譲住宅公社法の施行に伴いまして、住宅金融公庫を日本分譲住宅公社に改組することとし、これに関し必要な手続を規定いた

しておあります。次に、公社が成立いた

しますと、そのときに住宅金融公庫に日本分譲住宅公社に吸収され、公庫の職員権利義務は公社が承継し、公庫の職員は、原則として、公社が引き継ぐこと

といたしております。なお、公庫が成

立前に貸付契約を締結した者に対する貸付、資金の回収等の業務は、從前

公庫が行なつておったのと同様の方法

で公社が行うこととしたとしておりま

す。

次に、住宅金融公庫及び産業労働者住宅賃金通法を廃止することとし、これらの法律の整理をもいたすこととしておりま

す。以上がこの法律案の概要でござい

ます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御

可決下さいますよう希望する次第で

ざいます。以上でございます。

○委員長(石川築一君) ただいま政府

破君、建設省計画局長源江君。なお、

田君等が出席しております。

田君等が出席しております。

長鶴海君、建設省住宅局住宅企画課長

南部君、建設省住宅局住宅建設課長

説明員として建設省計画局都市計画課

長鶴海君、建設省住宅局住宅企画課長

田君等が出席しております。

たしまして、国会の承認を得る。このように規定してございます。もちろん(2)には、それに対しますところの予算是全部内閣は計上いたしまして、国会の議決を得る。このようにいたしますことは当然でございます。

○委員長(石川築一君) ただいま政府

設政務次官今井君、建設大臣官房長石

則としておりますけれども、そしてそ

の全部耐火構造であるといふことが特

徴であります。それからなお、団地に

法と同様でございます。

(2)の敷地の問題でございますが、敷

地は結局地方公共団体には何ら建築物

に対する負担はかけません。そのため

に大体その土地を提供してもら、そ

うしてまた國の持つておるところの土

地がありますならば、一應國が都道府

県にそれを払い下げる。そうしてそれ

を地方公共団体が宅地に造成して、國

に無償で提供する、このようは考え方

を持っています。しかしながら都道

府県はなかなか自分の持つておる土地

も、あるいは國の持つておる土地も少

うございますので、最後的な問題は、

土地收回法の発動をも規定しておるの

であります。これがあらゆる面にござ

りますように、これだけを発動して

土地を取得しようというのではなくし

て、最後には土地收回法をも適用しよ

うとうと考え方でございます。これは

年程度はかかるのじやなかろうか、取

りあえず十年計画を持っておりましても、三十

年程度はかかるのじやなかろうか、取

りあえず十年計画を持っておりましても、三十

年程度はかかるのじやなかろうか、取

りあえず十年計画を持っておりましても、三十

年程度はかかるのじやなかろうか、取

りあえず十年計画を持っておりましても、三十

年程度はかかるのじやなかろうか、取

りあえず十年計画を持っておりましても、三十

年程度はかかるのじやなかろうか、取

りあえず十年計画を持っておりましても、三十

年程度はかかるのじやなかろうか、取

がこれをやつしていくという考え方を体考えておりますのは、住宅困窮者というものを事前に申告を受けまして登録をする。登録をしておいて国設住宅ができ上った場合には入居者を公募し、公募したうちから抽選とか順番とかいうものをとらないで、政令で認めますところの収入額、これは主として五十戸以上建設する場合には、共同施設を建設する。これは現在の公営住宅と同様でございます。

いうものを事前に申告を受けまして登録をする。登録をしておいて国設住宅

持っております。

(2)の入居者の選定であります。大

きいとも申告を受けまして登録をする。登録をしておいて国設住宅

ができます。

その選定であります。

坪あるいは十五坪の家に転居してもらわなければならぬといふことも考慮しております。その規定でございます。

それから(3)の、使用料は、この入居

する構成人員全部の収入を集めました

その収入の合計額の百分の五、これを

ができます。

その収入を合計した額の五%とい

うものが家賃である、使用料である。

こう規定しております。これはほかに

は権利金とか敷金とか何にも徵收しません。

そしてこれは管理者であるところの都道府県がこれを徵收するとい

うもののが親族の限定はこれは政令で

めますけれども何等親までか、これまで

は都道府県知事が、管理者が認められ

ば増減を認める。このようにいたして

おります。それからまた承継も認め

る。お父さんがなくなり、むすこさん

がそのうちをそのまま引き継いでいる

を借りたい、こういう場合には当然そ

れを認めよう、こういう考え方でござ

ります。それからあるいは親族の同居

を、たとえば十人家族で、大体考え

らって、その嫁さんはそういう場合に

許可を受けます。同時にまた増減が

あった場合には、部屋の広さといふも

のを、たとえば十人家族で、大体考

えられておりますところの、団地の宅

地を求める場合には、土地收回法の適

用を受けるという規定がございます。

何と、管理は都道府県が行う。しか

しながら小さな修繕等はむろん入居者

減った場合には、十八坪の家から十六

坪あるいは十五坪の家に転居してもら

うとする条件、現在の公営住宅法でもき

めておりますところを、ここにそのまま文として盛つて参つております。

(6)は共同施設、この場合、共同施設は都道府県がこれを作りまして、そうしてその使用料は都道府県が当然持つて参ります。これも法律ではつきりと国がこの共同施設も作らなければならぬ、このようにきめております。これは決して都道府県の管理者が作るのではなくて、国が当然この施設を作るという考え方を持つております。

それから次は、この共同施設の経営の委託、これは都道府県そのものが、管理者そのものがやるばかりでなくて、あるいは特定なる個人にも經營を委任することができますという規定を設けております。

それから(7)はこの管理員でございます。これも大体現在の公営住宅法に基く管理員といふ考え方を持つておられます。これが間違いございません。同じでござります。

それから毎は費用の負担、御承知のようにこれは国設住宅でございまして、その住宅並びに共同施設は全部国が持つ、それから災害救助法によりますところの大きな被害があつた場合は、費用の三分の二までは国が負担をすること、この二項目だけを示してあります。都道府県の負担するものは、先ほど申し上げたように敷地の取得並びに共同施設の敷地の取得であります。都道府県の負担となるまです。

それから次の国設住宅及び共同施設の管理費でございますが、この収入が全部都道府県の収入としている。国が

それをそのまま都道府県、いわば管理者に管理を委任する。従つてその収入といふものは、使用料その他の収入といふものは全部都道府県の収入とする。

国には還元しない、国にはもつてこない、こういう考え方を持つております。

施行期日、これは公布の日としておりります。次にあります公営住宅の家賃の問題が残つておりますので、この分は政令であります。こういう考え方を持っています。

それから(7)はこの管理員でございません。もつてきめよう、予算措置が伴うものですから、そういう工合にいたしております。

その他の問題は地方財政法その他の事務的な法律の改正をいたしております。

五カ年計画といったしましては、大体

本年度はもう三ヵ月にもなりまして、暫定予算も三月分出でおりますので、一応年間三十万戸を予定しております。

年度は四千戸、三十九万戸、三十一

年度は十五万戸、それから五十五

年度は十六万戸、三十二年度は

来の規定でいく、こういう考え方を持つております。

それから従つて公営住宅の管理も全部、敷金をもし取つておりますならば、

以上が国設住宅の大体の法案の内容

でございます。

それから次に、日本分譲住宅公社法

案の要綱を申し上げます。

これは大体その土地に定住し得る

人の、それから家を持つ方が非常に自分

の状態としていいといふような方々、

前の国設住宅の方は主として労働者に

対する住宅供給を目的にいたしております。

ですが、この分譲住宅公社の方は、中

小企業の方々、あるいは金利で生活す

るような方々も含めまして、自分の家

を持ちたいという方々にこたえるため

もむろん予算に計上いたしまして議決

を経て実施するという形をとつており

ます。で、五カ年計画と申しますの

は、三十年度十万戸、三十一年度十二

万戸、三十二年度十二万戸、三十三年

度十三万戸、三十四年度十三万戸、計

五カ年間で六十万戸の建設を予定いた

しております。

次に五の業務でございますが、住宅

の建設及び譲渡、共同施設の建設及び

管理、必要な土地及び借地権の取得、

譲渡する住宅の敷地の賃貸、住宅に附

する調査及び研究、前各号の業務に附

帯する一切の業務、これも大体詳しい

御説明をしないでもおわかりになると

存じます。

第二の建設基準でございますが、これも大体公営住宅と同じように、原則としては四階建以上の共同住宅を目指しておられます。しかしながら全部これには耐火構造でございます。鉄筋コンクリートあるいは鉄骨コンクリートになる場合もあります。そしてこの単価は大体一戸当り十一坪平均にいたしまして三十万円、坪二万五千円を考えております。

まず第一に、財政投資としては百億を考えておりますので、それができました場合には五百十八億といふものが、政府の出資となります。

それから第二の経営委員会の問題でございますが、これは大体電々公社、

あるいは国鉄その他の現在ありますところのものと同じような性格を持つた公社の形をとつております。この経営委員会というものの権限、組織、それから委員の身分及び給与、それから役員及び職員、役員の身分等、この経営委員会の方は大体現在施行されておるものと同様であるという工合に御了承願いたいと存じます。

それからこの分譲住宅公社の五カ年計画も、これもここで公営住宅と同じように国会の承認を得て、そして資金を経て実施するという形をとつております。で、五カ年計画と申しますのは、三十年度十万戸、三十一年度十二万戸、三十二年度十二万戸、三十三年

度十三万戸、三十四年度十三万戸、計

五カ年間で六十万戸の建設を予定いた

しております。

次に五の業務でございますが、住宅

の建設及び譲渡、共同施設の建設及び

管理、必要な土地及び借地権の取得、

譲渡する住宅の敷地の賃貸、住宅に附

する調査及び研究、前各号の業務に附

帶する一切の業務、これも大体詳しい

御説明をしないでもおわかりになると

存じます。

第二の建設基準でございますが、これも大体公営住宅と同じように、原則としては四階建以上の共同住宅を目指しておられます。しかしながら全部これには耐火構造でございます。鉄筋コンクリートあるいは鉄骨コンクリートになる場合もあります。そしてこの単価は大体一戸当り十一坪平均にいたしまして三十万円、坪二万五千円を考えております。

まず第一に、財政投資としては百億を考えておりますので、それができました場合には五百十八億といふものが、政府の出資となります。

それから第二の経営委員会の問題でございますが、これは大体電々公社、

いたくな造作を作らないという考え方であります。

ところのものと同じような性格を持つた公社の形をとつております。この経営委員会というものの権限、組織、それから委員の身分及び給与、それから役員及び職員、役員の身分等、この経営委員会の方は大体現在施行されておるものと同様であるという工合に御了承願いたいと存じます。

以上が国設住宅の大体の法案の内容

でございます。

それから次に、日本分譲住宅公社法

案の要綱を申し上げます。

これは大体その土地に定住し得る

人の、それから家を持つ方が非常に自分

の状態としていいといふような方々、

前の国設住宅の方は主として労働者に

対する住宅供給を目的にいたしております。

ですが、この分譲住宅公社の方は、中

小企業の方々、あるいは金利で生活す

るような方々も含めまして、自分の家

を持ちたいという方々にこたえるため

もむろん予算に計上いたしまして議決

を経て実施するという形をとつており

ます。で、五カ年計画と申しますの

は、三十年度十万戸、三十一年度十二

万戸、三十二年度十二万戸、三十三年

度十三万戸、三十四年度十三万戸、計

五カ年間で六十万戸の建設を予定いた

しております。

次に五の業務でございますが、住宅

の建設及び譲渡、共同施設の建設及び

管理、必要な土地及び借地権の取得、

譲渡する住宅の敷地の賃貸、住宅に附

する調査及び研究、前各号の業務に附

帶する一切の業務、これも大体詳しい

御説明をしないでもおわかりになると

存じます。

第二の建設基準でございますが、これも大体公営住宅と同じように、原則としては四階建以上の共同住宅を目指しておられます。しかしながら全部これには耐火構造でございます。鉄筋コンクリートあるいは鉄骨コンクリートになる場合もあります。そしてこの単価は大体一戸当り十一坪平均にいたしまして三十万円、坪二万五千円を考えております。

まず第一に、財政投資としては百億を考えておりますので、それができました場合には五百十八億といふものが、政府の出資となります。

それから第二の経営委員会の問題でございますが、これは大体電々公社、

いたくな造作を作らないという考え方であります。

ところのものと同じような性格を持つた公社の形をとつております。この経営委員会というものの権限、組織、それから委員の身分及び給与、それから役員及び職員、役員の身分等、この経営委員会の方は大体現在施行されておるものと同様であるという工合に御了承願いたいと存じます。

以上が国設住宅の大体の法案の内容

でございます。

それから次に、日本分譲住宅公社法

案の要綱を申し上げます。

これは大体その土地に定住し得る

人の、それから家を持つ方が非常に自分

の状態としていいといふような方々、

前の国設住宅の方は主として労働者に

対する住宅供給を目的にいたしております。

ですが、この分譲住宅公社の方は、中

小企業の方々、あるいは金利で生活す

るような方々も含めまして、自分の家

を持ちたいという方々にこたえるため

もむろん予算に計上いたしまして議決

を経て実施するという形をとつており

ます。で、五カ年計画と申しますの

は、三十年度十万戸、三十一年度十二

万戸、三十二年度十二万戸、三十三年

度十三万戸、三十四年度十三万戸、計

五カ年間で六十万戸の建設を予定いた

しております。

次に五の業務でございますが、住宅

の建設及び譲渡、共同施設の建設及び

管理、必要な土地及び借地権の取得、

譲渡する住宅の敷地の賃貸、住宅に附

する調査及び研究、前各号の業務に附

帶する一切の業務、これも大体詳しい

御説明をしないでもおわかりになると

存じます。

第二の建設基準でございますが、これも大体公営住宅と同じように、原則としては四階建以上の共同住宅を目指しておられます。しかしながら全部これには耐火構造でございます。鉄筋コンクリートあるいは鉄骨コンクリートになる場合もあります。そしてこの単価は大体一戸当り十一坪平均にいたしまして三十万円、坪二万五千円を考えております。

まず第一に、財政投資としては百億を考えておりますので、それができました場合には五百十八億といふものが、政府の出資となります。

それから第二の経営委員会の問題でございますが、これは大体電々公社、

いたくな造作を作らないという考え方であります。

ところのものと同じような性格を持つた公社の形をとつております。この経営委員会というものの権限、組織、それから委員の身分及び給与、それから役員及び職員、役員の身分等、この経営委員会の方は大体現在施行されておるものと同様であるという工合に御了承願いたいと存じます。

以上が国設住宅の大体の法案の内容

でございます。

それから次に、日本分譲住宅公社法

案の要綱を申し上げます。

これは大体その土地に定住し得る

人の、それから家を持つ方が非常に自分

の状態としていいといふような方々、

前の国設住宅の方は主として労働者に

対する住宅供給を目的にいたしております。

ですが、この分譲住宅公社の方は、中

小企業の方々、あるいは金利で生活す

るような方々も含めまして、自分の家

を持ちたいという方々にこたえるため

もむろん予算に計上いたしまして議決

を経て実施するという形をとつており

ます。で、五カ年計画と申しますの

は、三十年度十万戸、三十一年度十二

万戸、三十二年度十二万戸、三十三年

度十三万戸、三十四年度十三万戸、計

五カ年間で六十万戸の建設を予定いた

しております。

次に五の業務でございますが、住宅

の建設及び譲渡、共同施設の建設及び

管理、必要な土地及び借地権の取得、

譲渡する住宅の敷地の賃貸、住宅に附

する調査及び研究、前各号の業務に附

帶する一切の業務、これも大体詳しい

御説明をしないでもおわかりになると

存じます。

第二の建設基準でございますが、これも大体公営住宅と同じように、原則としては四階建以上の共同住宅を目指しておられます。しかしながら全部これには耐火構造でございます。鉄筋コンクリートあるいは鉄骨コンクリートになる場合もあります。そしてこの単価は大体一戸当り十一坪平均にいたしまして三十万円、坪二万五千円を考えております。

まず第一に、財政投資としては百億を考えておりますので、それができました場合には五百十八億といふものが、政府の出資となります。

それから第二の経営委員会の問題でございますが、これは大体電々公社、

いたくな造作を作らないという考え方であります。

ところのものと同じような性格を持つた公社の形をとつております。この経営委員会というものの権限、組織、それから委員の身分及び給与、それから役員及び職員、役員の身分等、この経営委員会の方は大体現在施行されておるものと同様であるという工合に御了承願いたいと存じます。

以上が国設住宅の大体の法案の内容

でございます。

それから次に、日本分譲住宅公社法

案の要綱を申し上げます。

これは大体その土地に定住し得る

人の、それから家を持つ方が非常に自分

の状態としていいといふような方々、

前の国設住宅の方は主として労働者に

対する住宅供給を目的にいたしております。

ですが、この分譲住宅公社の方は、中

小企業の方々、あるいは金利で生活す

るような方々も含めまして、自分の家

を持ちたいという方々にこたえるため

もむろん予算に計上いたしまして議決

を経て実施するという形をとつており

ます。で、五カ年計画と申しますの

は、三十年度十万戸、三十一年度十二

万戸、三十二年度十二万戸、三十三年

度十三万戸、三十四年度十三万戸、計

五カ年間で六十万戸の建設を予定いた

しております。

次に五の業務でございますが、住宅

の建設及び譲渡、共同施設の建設及び

管理、必要な土地及び借地権の取得、

譲渡する住宅の敷地の賃貸、住宅に附

する調査及び研究、前各号の業務に附

帶する一切の業務、これも大体詳しい

御説明をしないでもおわかりになると

存じます。

第二の建設基準でございますが、これも大体公営住宅と同じように、原則としては四階建以上の共同住宅を目指しておられます。しかしながら全部これには耐火構造でございます。鉄筋コンクリートあるいは鉄骨コンクリートになる場合もあります。そしてこの単価は大体一戸当り十一坪平均にいたしまして三十万円、坪二万五千円を考えております。

まず第一に、財政投資としては百億を考えておりますので、それができました場合には五百十八億といふものが、政府の出資となります。

それから第二の経営委員会の問題でございますが、これは大体電々公社、

いたくな造作を作らないという考え方であります。

ところのものと同じような性格を持つた公社の形をとつております。この経営委員会というものの権限、組織、それから委員の身分及び給与、それから役員及び職員、役員の身分等、この経営委員会の方は大体現在施行されておるものと同様であるという工合に御了承願いたいと存じます。

以上が国設住宅の大体の法案の内容

次に、あります。これは二十坪以上のものは建てないといふ考え方を持つておられます。それから、この建設する分譲住宅は、間仕切とか、壁、畳、建具、その他の造作で、まあいわば、本人が当然持つべきものというものは政令できめまして、分譲する家の形を政令できめます。従つて、床、壁、柱、天井、これはむろんござります。それから窓も、基礎法できめておりますところのスチール・サッシ、ドアもスチール・ドア、それから部屋に入るまでの動脈線と申しますか、排水管、それから給水、電気、ガス等は、これは部屋までパイプが入っております。大体その程度にして分譲するといふ考え方を持っております。しかしながら、二万五千円ではいろいろ問題があると思ひますが、大体二万五千円でいくのじやないか。またいかよな調査も十分しておりますから、これは後日審議のときには十分御説明を申し上げたいと存じます。

それから次の回でございますが、現在の住宅金融公庫と同じように、所有権は向うへ、当然買った方に移りますけれども、月賦金の完済までは抵当権設定を公社の方でしてもららう。そうして債権の確保を保障するために抵当権の設定をするという考え方でござります。

次に脚の住宅の対価及びその支払方法は、これは常識的に考えるものでござりますが、住宅の対価、これは十年以上三十五年になつておりますから、その間建設費は二万五千円に押さえておりますけれども、その増減、あるいは地価、その他賃貸の土地の価格その他によりましては多少變つて参りますから、今ここではつきり明示しております。これは国設住宅とちょっと違ちどころでございます。そして大体支払期間は十年以上三十五年の割賦支払として、利子は五分五厘、現在の住宅金融公庫の貸付利子と同じ額にいたしております。そしてなお、この分譲住宅は、譲り受けた人は十カ年間はこれを他に譲渡ができないといふことをはつきり規定しております。もしも本人がどこかへ移転するとか、あるいは地方へ出るとかという場合には、公社がこれを買ひ戻す。もちろん使用した家の中だけは計算いたしまして、差し引いて、残ったものに対しても公庫が買ひ戻す。そうして次のほしい人に分譲していく、このような考え方を持っております。これは一つの利権と心得まして、たくさんさんのものを持つ、そうして造作が済んでから、自分の買った坪当たり二万五千円でかりに買ったものを、四万円、五万円で売るといふようなことがあります。

で、そういう規定をはつきりといたしました。  
それから譲渡契約の解除でござります。この場合にも、これはまあ大体住宅金融公庫でもこのよろいき方をとつておりますが、むろんこういう不正とか、あるいはここでは半年以上の割賦金の支払を怠った場合にはとつておりますけれども、まあ、契約解除して出でてもららといふような考え方の方はつきり規定しております。それから(2)の、こういう半成品と申しますか、家だけのものでございまして、造作がございません。従つて造作を、もしその人たちが作つてしまつた場合にどうするかという場合は、これは原状回復、これは当然でございます。原状回復をして原形に復旧して返してもらうということになつておりますが、その造作をしたそのものはどうするかと申しますと、次の譲受人がそのまままでよろしいとなりますと、造作したものをおの次に来る譲受人と話し合いのうとに売買するなら売買してもらう。公社はそれに関与しないという立場をとつております。

ともできますが、売る場合には必ず公社の承認を受けてしなければならぬといふ。十年間は売ることができませんが、十年過ぎて売る場合は、公社の承認を受けたうえで売買ができるということにいたります。もしも承認を受けない場合には、その効力がないというようになります。

(九) 業務の委託。これは公社が、建設大臣といたしまして、どこまでも公社が建設することになつておりますが、ある場合には建設大臣の認可を受けてその一部、何パーセントになりますが、地方公共団体も、大臣の許可があればその業務、あるいは工事なら工事といたるものをすることができる、このように規定しております。

(10) の業務方法書、これもむろん建設大臣の許可を受けてそれを定めます。

それから財務及び会計は、国有鉄道並びに電気公社等と大体同じような規定を設けております。

監督、監督は建設大臣がするといふ規定でござります。

八の罰則、並びに九の施行期日、これらは公布の日からやるようになつております。

後の、日本分譲住宅施行法案は、先ほど提案理由の説明で申し上げました通り、大体この法律成立のために必要な事務的な処理を、法律の改廃と申しますか、修正と申しますか、そういう立場をいたしておるものでございますので、条文の説明は承認をしていただきます。

以上でございます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ただいま議題となりました日本住宅公團法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府は、昭和三十年度において、四十二万戸の住宅建設を目指としておりますことは御承知の通りであります。が、これが実現をはかるため、政府の重点的施策といたしまして、公的資金による住宅建設の拡充、民間自力建設の促進及び宅地対策の推進をはかる所存でございます。

ところで、現在行われている公的資金による住宅建設の中心をなすものは、公営住宅及び公團住宅の両者であります。が、地方行政区域を単位とする現行の公営住宅方式及び公團住宅による住宅供給方式のみでは、東京を初めとする大都市地域における住宅供給の拡充をはかるために不十分であります。従つて地方行政区域にとらわれず、広域圏にわたる新たな住宅供給方式を考える必要が認められるのであります。

また、一方、宅地対策について見ますと、現在住宅建設が当面する最大の隘路の一つは宅地取得難で、これが有効な対策を講じない限り、今後の住宅建設は行き詰まらざるを得ない実情にあります。従つて宅地対策の一つとして、大都市地域において大規模に健全な新市街地を造成することが必要であり、このためには、都市周辺の適地について、衛星都市的配慮のもとに土地区画整理事業を施行することもできるよう機関の設立が必要であります。

さらに、また今後労働者住宅建設の拡充をはかるためには、国及び地方の財

政の現状から考えて、住宅建設資金の相当部分を民間資金の導入に仰ぐ必要があります。これらの住宅の建設に充てる民間資金を円滑に導入するための機関の設立が必要であります。

この法案は、以上のとおり観点に基きまして、現下における住宅の不足をすみやかに解消するため、住宅不足の著しい地域において、住宅に困窮する労働者のために不燃性の集団住宅及び宅地を供給し、あるいは必要に応じ土地整理事業を施行する機関として、日本住宅公団を設立しようとするものであります。

以上が本法案を提案いたしました理由でありますが、次にこの概略を簡単に御説明申し上げます。

まず第一に、日本住宅公団は、法人としたしまして、その資本金は政府及び地方公共団体からの出資金の合計額とし、政府は一般会計からは公団設立の際六十億円を出資することになつております。また出資に当つては、土地、建物等をもつて現物出資することもできるよういたしております。

第二に、公団の管理機構といたしまして、管理委員会を設置することとなりました。管理委員会は、任期二年の委員五人及び公団の総裁をもつて組織するもので、予算、事業計画、資金計画、決算等の重要事項についての議決機関となるものであります。

第三に、公団の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期はおのおの四年といたしておあります。

第四に、公団の行う業務であります

他の管理及び譲渡、宅地の造成、その他の管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸事業の施行等を行わしめることとしております。

第五に、土地区画整理事業についてであります。土地区画整理事業を実行すべきことが都市計画として決定された区域内の土地について、建設大臣が公団の行う住宅の建設または宅地の造成と、あわせてこれと関連する新たな市街地を造成するための土地区画整理事業を施行する必要があると認めるときは、土地区画整理事業の特例とて、公団が当該土地区画整理事業を行なうことができる」といたしました。

第六に、公団の財務及び会計であります。公団の予算、資金計画、事業計画、財務諸表、借入金等について、建設大臣の認可又は承認を受けることを要するものといたしておりますが、これは公団の業務の公益性によるほか、その資本金が政府及び地方公共団体からの出資のみに限られているという理由に基くのであります。

第七に、公団は、建設大臣の監督に服するのであります。建設大臣は、公団に対して、監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所屬職員をして立入検査をさせることができることにいたしました。また公団の経営一般の監督に当らせるため、特に日本住宅公団監理官の制度を設けることによつた。

最後に、公団の設立に関する事務は、附則によりまして、建設大臣が設立委員を任命してこれを処理させることにいたしておりますが、公団の業務を監督に当らせるため、特に日本住宅公団監理官の制度を設けることによつた。

りますので、必要な準備を急速に行います。  
なお、この法案に基き、昭和三十年度におきましては、公団をして住宅二万戸の建設、約百万坪の宅地造成を行わしめ、これに要する事業費として百六十六億円を予定いたしております。  
以上本法案提案の理由及びその要旨を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願ひいたします。  
なお、これと関連をいたしまして住宅建設の融資保険の法案は本日提案をいたしました。この内容につきましては、住宅局長及び計画局長から説明をさしていただきたいと思います。  
○委員長(石川榮一君) 引き続きまして内容の詳細な御説明を政府委員からお願いしたいと思います。  
○政府委員(石破二郎君) 日本住宅公団法案に従いまして順序を迫いまして御説明申し上げます。  
まず印刷物の第一ページをお開き願いまして、目次がありますが、第一章として一章から九章までの間に總則を書いております。第四章に業務を規定いたしております。第五章に管理委員会のことを規定いたしております。第三章に参りまして、役員と職員のことを書いております。第六章に財務及び会計、第七章に監督に關する事項、第八章に補則、第九章に罰則、それに附則と、こういうふうに大分けにいたしております。  
第一章總則でございますが、第一条はこの法律の目的、それから第二条で法人格、第三条で事務所、第四条に資金、第五条に定款、第六条に登記、

第七条に解散、第八条に名称使用の制限、第九条に民法の準用、この一条から九条までを総則に規定いたしておるわけありますが、まず第一条の目的的、先ほど大臣が御説明申し上げました通り、この住宅公団は「住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する労働者のために耐火性能を有する構造の團体住宅及び宅地の大規模な供給」を行ふ。さらに、「健全な新市街地を造成するための土地区画整理事業を施行することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」これを目的といたしております。法人格は公法上の法人、かように考えております。事務所は東京都に本部を置きまして、必要な地域に従たる事務所を置くことができるなどといたしております。

す。評議委員、その他評議に關する必要事項は政令で定めることにいたしております。

第五条に、定款として規定すべき事項を一から十まであげております。定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ効力を生じない。なお、当初の定款は、これはあとの附則の方で御説明申し上げますが、準備委員が建設大臣の認可を受けることにいたしております。

第六条に、登記のことを規定いたしております。

第七条は解散でございますが、これに關しましては、公団の解散に關する事項は、第二項に規定したもののはかは、別にその必要が生じた際に法律で定めることにいたしております。第二項にこの原則を規定いたしておるわけであります。が、「公団が解散した場合において残余財産があるときは、これを公団に出資した者に対し、出資の額に応じて分配しなければならない。」かよう規定いたしております。

第八条は、名称使用の制限の規定であります。

第九条は、必要な民法の規定を準用いたすことにしておるのであります。

第二章に、管理委員会のことを第十一条から第十一ページの十九条まで規定いたしております。管理委員会の規定であります。が、公団には最高の議決機関といったとして管理委員会を置く、第十二条の機能、権限であります。が、定款の変更、予算、事業計画及び資金計画、決算、これらの事項を委員会の議決事項といたしております。管理委員会の組織は委員五名と公団の総裁をもつて

組織する、かようにいたしております。

第十三条に參りまして、委員の任命は建設大臣がこれを行ない、なお、この「委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。」かようにいたしております。第十四条は、委員の任期に関する規定であります。

それから第十五条に、委員の欠格条項を規定いたしておりますが、これらは類似の法人に関する規定と大体同様であります。あらかじめお断りしておきたいと思いますが、普通の例では、地方公共団体の職員も欠格条項の一つにあげておるが多いのであります。が、この公団につきましては、地方公共団体の職員を入れることも差しつかえないし、かえって、その方が便利な場合があると考えまして、欠格条項からこれを除いております。

第十六条は、委員の解任でございましたしまして、この解任の理由は、第一項によりまして、この十五条の欠格条項に該当するに至りましたときは、必ずこれを解任しなければならない。積極的に書いてありますが、第二項で、「心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。」、「職務上の義務違反があるとき。」、これらのときは委員を解任することができる、かように若干ニユアンスを変えてはおりますが、大体こういう項に触れましたならば、解任するという規定をいたしておるわけであります。

第十七条は、委員の報酬であります。が、これは報酬としては払わない。た

だし、旅費その他の職務の遂行に伴う実費は弁償するという考え方であります。

第十八条は、議決の方法であります。委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」と、かようにいたしてあります。

第三章は、役員と職員の規定であります。

ますが、これは二十条から十五ページの三十条まで規定いたしております。公団の役員は、総裁、副総裁、おのおの一人、理事五人以上、監事三人以上というふうに書いてあります。役員の職務及び権限、これらは大体ほかの類似の団体と同様であります。

一二ページに参りまして、第二十二条の役員の任命でございますが、「総裁及び監事は、建設大臣が任命する。副総裁が任命する。」副総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと総裁と理事は建設大臣の認可を受けて総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと

総裁と理事は建設大臣の認可を受けて総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと総裁と理事は建設大臣の認可を受けて総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと

代理人の選任、これにつきましては説明を省略いたします。

それから第二十九条は、職員の任命であります。これはすべて総裁が任命する、かようになつております。第三十条に、役員及び職員の公務員たる性質、これにつきましては、先ほど御説明しました管理委員と同様に、刑法の他罰則の適用につきましては、国家の公務員と同様にみなすという規定であります。

第三章は、役員と職員の規定であります。

ますが、これは二十条から十五ページの三十条まで規定いたしております。公団の役員は、総裁、副総裁、おのおの一人、理事五人以上、監事三人以上というふうに書いてあります。役員の職務及び権限、これらは大体ほかの類似の団体と同様であります。

一二ページに参りまして、第二十二条の役員の任命でございますが、「総裁及び監事は、建設大臣が任命する。副総裁が任命する。」副総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと

総裁と理事は建設大臣の認可を受けて総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと総裁と理事は建設大臣の認可を受けて総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと

能够するという規定を、これは建設省設置法の改正で入れております。本法の規定をいたしてあります。

第十九条は、委員の公務員たる性質を規定いたしておるのであります。第三十一条は、刑罰その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」と、かようにいたしてあります。

第三章は、役員と職員の規定であります。

ますが、これは二十条から十五ページの三十条まで規定いたしております。公団の役員は、総裁、副総裁、おのおの一人、理事五人以上、監事三人以上といふうに書いてあります。役員の職務及び権限、これらは大体ほかの類似の団体と同様であります。

一二ページに参りまして、第二十二条の役員の任命でございますが、「総裁及び監事は、建設大臣が任命する。副総裁が任命する。」副総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと

総裁と理事は建設大臣の認可を受けて総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと

ができるという規定を、これは建設省設置法の改正で入れております。本法の規定をいたしてあります。

第十九条は、委員の公務員たる性質を規定いたしておるのであります。第三十一条は、刑罰その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」と、かのようにいたしてあります。

第三章は、役員と職員の規定であります。

ますが、これは二十条から十五ページの三十条まで規定いたしております。公団の役員は、総裁、副総裁、おのおの一人、理事五人以上、監事三人以上といふうに書いてあります。役員の職務及び権限、これらは大体ほかの類似の団体と同様であります。

一二ページに参りまして、第二十二条の役員の任命でございますが、「総裁及び監事は、建設大臣が任命する。副総裁が任命する。」副総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと

総裁と理事は建設大臣の認可を受けて総裁が任命する、二十三条は、役員の任期は四年、それから第二十四条の役員の欠格条項は、先ほど管理委員のと

別に御説明を申し上げます。まことに恐縮でございますが、それに関する事項をあとにさしていただきまして、二十六ページの第六章財務及び会計以下、区画整理に関する事項だけを抜きまして御説明をさしていただきます。

財務及び会計に関する規定では、二十六ページの第四十四条から三十二ページの五十五まで規定いたしてあります。

四十四年は事業年度、これは国の会計年度と同様にいたしております。予算、公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画、これらを定めます。

四十七年には、財務に関する諸表のことを書きまして、建設大臣に所要の財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成しまして、建設大臣に提出して、その承認を受けることいたしてあります。

それから第四十六年には、決算に関する事項を規定いたしてあります。第四十七年には、財務に関する諸表のことを書きまして、建設大臣に所要の財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成しまして、建設大臣に提出して、その承認を受けることいたしてあります。

四十四年は事業年度、これは国の会計年度と同様にいたしております。予算、公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画、これらを定めます。

四十七年には、財務に関する諸表のことを書きまして、建設大臣に所要の財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成しまして、建設大臣に提出して、その承認を受けることいたしてあります。

四十四年は事業年度、これは国の会計年度と同様にいたしております。予算、公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画、これらを定めます。

四十七年には、財務に関する諸表のことを書きまして、建設大臣に所要の財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成しまして、建設大臣に提出して、その承認を受けることいたしてあります。

四十四年は事業年度、これは国の会計年度と同様にいたしております。予算、公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画、これらを定めます。

四十七年には、財務に関する諸表のことを書きまして、建設大臣に所要の財産目録、貸借対照表、損益計算書を作成しまして、建設大臣に提出して、その承認を受けることいたしてあります。

四十四年は事業年度、これは国の会計年度と同様にいたしております。予算、公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画、これらを定めます。



し上げました第五章関係、土地区画整理事業に關する公団の施行法規につきまして、手続等につきまして、土地区画整理法の規定のほか、本法において本章の定めるところによつて行ふものであるということを三十五条に明らかにいたしたわけでございます。

三十六条以下は、その施行方法についての規定であります。この内容が二通りに分れておりまして、まず土地区画整理事業の施行方法に關する規定と、それから地方公共団体等のこれに対する費用負担の関係と、この二つの部分に分かれております。以下御説明を申し上げます。

三十六条、これは公団の行います土地区画整理事業の施行に際しまして、施行の方式を定めます施行規程並びに事業計画、これを作りまして、これに對しましては、建設大臣の認可を受けなければならぬことにいたしております。この認可には、認可を求める手續におきましては、関係地方公共団体の長の意見をそれぞれ記載しました書類を添付することにいたしましたし、事業計画の内容につきまして、地元公共団体との緊密な連絡の上で認可手続をとるということを規定いたしました。

次は五項から以下であります。これらは施行規程、事業計画につきましては、土地区画整理法の規定しておりますところと同様の趣意におきまして、二週間公衆の聴覧に供する建前に規定してござります。この趣旨は第六項にも整理事業を行います関係地域の土地であるいはその他の不動産、あるいは水面等についての権利者のそれぞれ意見を徵する機会を与えるためであります。

公衆の縦覧期間内の……。縦覧をいたします結果といたしまして、意見書の提出がありました場合におきまして、意見書につきましては、建設大臣は認可の前提といたしまして、その意見書につきまして採択すべきものであるか、あるいはその結果として施行規程事業計画について修正を加える必要があるかどうかといふことを検討いたしまして、修正を必要とする場合におきましては、公団に対しましてその修正を命じ、しかる場合におきましては、その意見書を提出した者に通知するということにいたしております。なおこの場合におきまして、さよなら修正、あるいは採択すべき必要を認めないと、う決定をいたしました事前におきまして、関係都市計画審議会の意見を聞くことにしておりまます。なおかような縦覧の方式、あるいはそれによる意見書の提出、それによつて必要な変更を命ずる等の手続は、最終的には利害関係者の意見の提出を必要としない段階に至るまで繰返されれるわけであります。さよなら点が第八項に規定をいたしておるのであります。

の土地区画整理事業におきましては、その準備あるいは施行の方式におきましては、建設大臣すなわち國、あるいは上級地方団体としての都道府県あるいは市町村長に、それぞれ専門の知識有する職員の技術援助を求めることがあります。この趣意もやはり土地区画整理事業を行いますけれども、やはりそのような技術的援助を受ける規定がござりますので、同様の趣意におきまして、公団の場合におきましては、同じくおきましては、公団の場合は、それでもこの規定を置いたわけではありません。

建設大臣がこの両者の意見を聞いて、裁定をする、こういう建前にいたております。三項、四項の規定しておこころであります。今申し上げましては、地方公共団体の負担金の納付方法であります。これに対しましては、公団の発行する地方債の証券、現金外の地方債の証券をもって納付することができる、こういうことを第五項規定しております。

四十二条は、以上のよな方法にして行います住宅公団の土地区画整理事業に関する处分あるいはこれに関係ある行政が、たとえて申しますれば建設大臣等が行います行政処分、かうなものに対する利害関係者の訴訟の方式を規定いたしております。行政処分があつた日から一ヶ月以内に建設大臣に対して訴願の請求をすることできる、かうな規定をいたしておられます。

四十二条は、先ほど申し上げましたように、公団の施行する土地区画整理事業の規定は、この第五章の規定としておりますもののほかは、全部土地区画整理法の本法にそれぞれ準拠することにいたしております。ところで土地区画整理法のこの規定の上では、あるは建設大臣が施行する場合もございし、あるいは県が施行する場合もございますし、市町村が施行する場合もあるといふように、施行者がそれぞれ国であるか、県であるか、市町村であるかといふことと規定が分けられております。さような關係からいたしまして、本法を適用する場合に、公団は

おきましては、これは公団は市町村長の取扱いを受けると、こういうことにいたしまして、市町村長の行う土地区画整理事業の関係規定を適用すると、こうしたことの取扱いを受けると、こうすることにいたしまして、市町村長の行う土地区画整理事業の関係規定を適用する、こうすることを列記いたします。その他準用規定をおおるのあります。その他の准用規定を列記いたしますが、これらの準用関係につきましては省略させていただきます。

四十三条は、公団が必要に応じまして、場合によりまして、この土地区画整理法の本法による県、あるいは市町村長が施行する土地区画整理事業で、

さわめて公団の宅地造成と関係のある場合が多いと考えられる場合におきましても、その費用の全部または一部を負担するという点を明らかにいたしましたのであります。で、この場合の公団が負担する額なりあるいは負担の方式であります。これも受益団体に対しまして公団が負担を求める場合と同様の意味合いにおきまして、建設大臣が府県市町村がそれぞれ協議をして決定をいたすことになります。

また、この協議のまとまるまではならないという場合につきまして、建設大臣がその最終の裁定権を持つといふこと

おきまして、建設大臣が裁定する建前にいたしまして、これを第三項に規定しておるのでござります。なお第四項

おりまして、府県知事なり市長村長なりの土地区画整理事業について、一部を国が負担するということについて

は、これは土地区画整理法の一部で規定しておりますが、公団がすでに負担に応じた場合におきましては、國はそ

の公団の負担に応じた結果をいたしましたとして、それ以上の負担をしないといふことを特例として規定したわけであります。公団そのものが國と公共団体の趣旨で成り立つておる団体でありますから、公団の負担に応じたといふこと

は、國の負担を求める必要がないといふ結果と考えてよろしいかと存じます。

から、公団の負担に応じたといふこと

は、國の負担を求める必要がないといふ結果と考えてよろしいかと存じます。

以上が土地区画整理法の土地区画整理事業の関係の第五章の説明であります。

次回は二十六日午前十時から建設委員会を開きます。そのとき上程いたしましたのは、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、それから今日提案いたしました国

設住宅法案外二法案並びに日本住宅公団法案の審議を継続いたします。さ

らに住宅融資保険法案、公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求める件、この二つの案も付託になります。

したならば、上程いたしたいと思いま

す。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

五月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

二、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

三、昭和三十三年度においては、

道路法及び道路の修繕に関する法律

法律に基く國の負担金（國が直轄で行う事業については、當該事業に要する費用）又は補助金（以下「道

路整備費」といふ。）の財源に充てなければならない。

一、當該年度の揮発油税法による揮発油税（以下「揮発油税」といふ。）の収入額の予算額

二、昭和三十一年度においては、昭和二十九年度に係る道

路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に關する法律

六条第三項の規定に基き、承認を求める件、この二つの案も付託になります。

したならば、上程いたしたいと思いま

す。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分速記中止

談いたしたいと思います。ちょっとと速記をやめて下さい。

午後零時十五分速記中止

記をやめて下さい。

午後零時十五分速記中止

第五章 土地区画整理事業（第三十五条—第四十三条）	第六章 財務及び会計（第四十四条—第五十五条）	第七章 監督（第五十六条—第五十七条）	第八章 惩罰（第五十八条—第六十一条）	第九章 罚則（第六十二条—第六十四条）
附則 第一章 総則	（目的）	（目的）	（目的）	（目的）
第一条 日本住宅公団は、住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する労働者のために耐火性能を有する構造の集合住宅及び宅地の大規模な供給を行うとともに、健全な新市街地を造成するための地区画整理事業を施行することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第一条 日本住宅公団（以下「公団」といふ。）は、法人とする。	第一条 日本住宅公団（以下「公団」といふ。）は、法人とする。	第一条 日本住宅公団（以下「公団」といふ。）は、法人とする。	第一条 日本住宅公団（以下「公団」といふ。）は、法人とする。
第二条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。	第二条 公団は、主たる事務所を東京都に置くことができる。	第二条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。	第二条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。	第二条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。
第三条 公団の資本金は、六十億円と公団の設立に際し地方公共団体が出資する額の合計額とする。	第三条 公団の資本金は、六十億円と公団の設立に際し、前項の六十億円を出資するものとする。	第三条 公団の資本金は、六十億円と公団の設立に際し、前項の六十億円を出資するものとする。	第三条 公団の資本金は、六十億円と公団の設立に際し、前項の六十億円を出資するものとする。	第三条 公団の資本金は、六十億円と公団の設立に際し、前項の六十億円を出資するものとする。
第四条 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	第四条 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	第四条 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	第四条 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	第四条 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第五章 土地区画整理事業（第三十五条—第四十三条）	第六章 財務及び会計（第四十四条—第五十五条）	第七章 監督（第五十六条—第五十七条）	第八章 惩罰（第五十八条—第六十一条）	第九章 罰則（第六十二条—第六十四条）
（登記）	（登記）	（登記）	（登記）	（登記）
第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
第七条 公団の総裁をもつて組織する。	第七条 公団の総裁をもつて組織する。	第七条 公団の総裁をもつて組織する。	第七条 公団の総裁をもつて組織する。	第七条 公団の総裁をもつて組織する。
第八条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。	第八条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。	第八条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。	第八条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。	第八条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。
第九条 委員会は、委員長が前項に規定するときは、公団に出資することができる。	第九条 委員会は、委員長が前項に規定するときは、公団に出資することができる。	第九条 委員会は、委員長が前項に規定するときは、公団に出資することができる。	第九条 委員会は、委員長が前項に規定するときは、公団に出資することができる。	第九条 委員会は、委員長が前項に規定するときは、公団に出資することができる。
第十条 公団は、管理委員会（以下「本章において「委員会」といふ。）を置く。	第十条 公団は、管理委員会（以下「本章において「委員会」といふ。）を置く。	第十条 公団は、管理委員会（以下「本章において「委員会」といふ。）を置く。	第十条 公団は、管理委員会（以下「本章において「委員会」といふ。）を置く。	第十条 公団は、管理委員会（以下「本章において「委員会」といふ。）を置く。
（組織）	（組織）	（組織）	（組織）	（組織）
第十二条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。	第十二条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。	第十二条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。	第十二条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。	第十二条 委員会は、委員五人及び委員長は、委員長一人を置き、委員の互選により選任する。
（運営）	（運営）	（運営）	（運営）	（運営）
第十三条 委員は、建設大臣が任命する。この場合においては、委員のうち二人は、公団に出资した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。	第十三条 委員は、建設大臣が任命する。この場合においては、委員のうち二人は、公団に出资した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。	第十三条 委員は、建設大臣が任命する。この場合においては、委員のうち二人は、公団に出资した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。	第十三条 委員は、建設大臣が任命する。この場合においては、委員のうち二人は、公団に出资した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。	第十三条 委員は、建設大臣が任命する。この場合においては、委員のうち二人は、公団に出资した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。
（委員の任期）	（委員の任期）	（委員の任期）	（委員の任期）	（委員の任期）
第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員の欠格条項）	（委員の欠格条項）	（委員の欠格条項）	（委員の欠格条項）	（委員の欠格条項）
第十五条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。	第十五条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。	第十五条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。	第十五条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。	第十五条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
（報酬）	（報酬）	（報酬）	（報酬）	（報酬）
第十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。	第十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。	第十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。	第十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。	第十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。
（議決の方法）	（議決の方法）	（議決の方法）	（議決の方法）	（議決の方法）
第十七条 委員は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。	第十七条 委員は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。	第十七条 委員は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。	第十七条 委員は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。	第十七条 委員は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。
（議決の権限）	（議決の権限）	（議決の権限）	（議決の権限）	（議決の権限）
第十八条 委員会は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。	第十八条 委員会は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。	第十八条 委員会は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。	第十八条 委員会は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。	第十八条 委員会は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長を代理する者はほか、委員及び総裁のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。
（議決の方法）	（議決の方法）	（議決の方法）	（議決の方法）	（議決の方法）
第十九条 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。	第十九条 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。	第十九条 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。	第十九条 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。	第十九条 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3

委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十九条 委員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十九条 委員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

	(役員の任期)
第二十三条	役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2	役員は、再任されることができる。
	(役員の欠格条項)
第二十四条	第五十五条第一号から第四号までの二に該当する者は、役員となることができない。
	(役員の解任)
第二十五条	建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十五条第一号から第四号までの二に該当するに至つたときは、この役員を解任しなければならない。
2	建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十六条第三項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
3	総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。
	(役員の兼職禁止)
第二十六条	役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
	(代表権の制限)
第二十七条	公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項について、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公団を代表する。
	(代理人の選任)
第二十八条	公団の業務を監査する大臣が任命する。
2	副総裁及び理事は、建設大臣の認可を受けて任命する。

の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第二十九条 公団の職員は、総裁が任命する。

(職員の任命)

第二十九条 公団の職員は、総裁が任命する。

(業務の範囲)

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 第十九条の規定は、役員及び職員について準用する。

(業務方法書)

第三十三条 公団は、業務開始の際、業務方法書を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

(地万公団の長の意見の聴取)

第三十四条 公団は、住宅の建設又は宅地の造成をしようとするときは、当該住宅の建設計画又は宅地の造成計画について、あらかじめ、当該地方公共団体の長の意見を聞くべきである。

(地区画整理事業計画)

第三十五条 公団は、施行する土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条の二第一項の規定による地区画整理事業(以下第三十九条、第四十二条及び第四十三条を除き、本章において「土地区画整理事業」という。)については、同法及び本章の定めるところによる。

(施行規程及び事業計画)

第三十六条 公団は、土地区画整理事業を施行しようとするときは、同法及び本章の定めるところによる。

(住宅の建設等の基準)

第三十七条 公団は、住宅の建設、支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理を行なうこと。

六 前五号に掲げる業務の遂行に

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 土地区画整理事業を施行すること。

六 前五号に掲げる業務の遂行に

四 支障のない範囲内で、委託によ

り、住宅の建設及び賃貸その他の

の管理、宅地の造成及び賃貸そ

の他の管理並びに施設の建設及

び賃貸その他の管理を行なうこ

と。

(代理権の制限)

第三十七条 公団は、土地区画整理

事業を施行しようとするときは、

は、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第三十七条 公団は、建設

本末において同じ。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 公団は、前項に規定する認可の申請をしようとするときは、第四項の規定により聴取した書類を認可申請書に添付しなければならない。

(地万公団の長の意見の聴取)

第三十三条 公団は、業務開始の際、業務方法書を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

(地区画整理事業計画)

第三十四条 公団は、第一項の施行規程について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聞くべきである。

4 公団は、第一項の事業計画を定めようとするときは、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聞くべきである。

5 建設大臣は、第一項に規定する認可の申請があつたときは、施行規程及び事業計画を二週間公衆の陳述に供しなければならない。

6 利害関係者(地区画整理法第二十条第二項に規定する利害関係者をいう。)は、前項の規定により陳述に供された施行規程及び事業計画について意見があるときは、意見書提出期間内に、建設大臣に意見書を提出することができる。

7 建設大臣は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めることは、公団に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認め



2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。
(決算)
第四十六条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。
(財務諸表)
第四十七条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下本条において「財務諸表」といふ。）を作成し、決算完結後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。
3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。
(利益及び損失の処理)
第四十八条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から継り越した損失をう

め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理しなければならない。
(借入金及び住宅債券)
第四十九条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は住宅債券を発行することができる。
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 第一項の規定による住宅債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 公団は、建設大臣の認可を受けた、住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十五条の規定により委託を受けた

第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。
8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、住宅債券に關し必要な事項は、政令で定める。
(政府からの貸付等)
第五十条 政府は、公団に対し、長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は住宅債券の引受をすることができる。
(債務保証)
第五十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務について、保証契約をすることができる。
(償還計画)
第五十二条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び住宅債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受ければならない。
(余裕金の運用)
第五十三条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得
(建築基準法等の適用)
第五十四条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しよとするとときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。
第七章 監督
第五十六条 公団は、建設大臣が監督する。
2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。
(報告及び検査)
第五十七条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して、業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
3 第一項の規定により職員が立て検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第八章 捕則
(建築基準法等の適用)
第五十八条 建築基準法（昭和二十一年法律第二百一号）第十八条及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十三条规定の適用については、公団は、国とみなす。
3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公

団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)

は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するとき)を含む。)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第二項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第六十条 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七条附則第十条第一項の規定を準用するとき)及び第三項の規定により読み替えられる公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣等との協議)  
第六十一条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第四条第三項、第四十五条第一項、第四十九条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第五十二条の規定による認可をして第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 二 第四十七条第一項及び第五十条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第五十三条第一号の規定により建設省令を定めようとするとき。
- 四 第五十五条の規定により建設省令を定めようとするとき。
- 五 第五十六条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。
- 六 第五十三条第一号の規定により建設大臣が前項の事務の引継ぎで定めるところにより、設立の登記を受けたときは、その引継ぎを受けた日において、役員の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 七 公団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。
- 八 公団は、第三十一条に規定する業務のほか、当分の間、日本とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条の規定に基づき政府が接受することに同意したアメリカ合衆国政府の職員の居住の用に供する住宅の賃貸その他の管理を行うことができる。

- 九 第五十六条第一項中「日本住宅公団」を「日本住宅公團」に改めることとする。
- 一〇 四 日本住宅公團自己の規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 一一 第五十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 一二 第五十六条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したときは、一万円以下の過料に処する。
- 二 附則
- (施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- (設立の手続)  
第二条 建設大臣は、設立委員会を命じ、公団の設立に関する事務を処理させる。
- 三 前項の認可を受けたときは、設立委員は、地方公共団体に対し、公団に対する出資を募集しなければならない。
- 四 設立委員は、前項の募集が終ったときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。
- 五 前項の認可を受けたときは、設立委員は、政令及び出資の目的たる財産の給付が附された日(出資金が分割して払い込まれるとき、又は出資の目的たる財産が分割して払い込まれるとき)の一号を加える。

- 六 第五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。
- 一 第六条第一項の規定に違反して登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 二 第十九条中第一号ノ三の次に次
- 三 第三十二条及び附則第三条に
- 一 一ノ四 日本住宅公團自己の規定する業務以外の業務を行つたとき。
- ニスル登記又ハ登録
- (印紙税法の改正)  
第六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。
- 七 第五条第六号ノ六中「法令ニ依ル公團」を「日本住宅公團」に改める。
- 八 第五十六条第一項中「日本住宅公團」を「日本住宅公團」に改めることとする。
- 九 第五十三条第一項中第四号の次に次の一号を加える。
- 四の二 日本住宅公團
- (法人税法の改正)  
第三条 公團は、第三十一条に規定する業務のほか、当分の間、日本とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条の規定に基づき政府が接受することに同意したアメリカ合衆国政府の職員の居住の用に供する住宅の賃貸その他の管理を行うことができる。
- 四 第四条第二号中「日本電信電話公社」の下に「日本住宅公團」を加える。
- 五 第八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十九号)の一部を次のよう改正する。
- 四の二 日本住宅公團
- (地方税法の改正)  
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改正する。
- 七 第七十二条の四第一項第二号中「日本電信電話公社」の下に「日本住宅公團」を加える。
- 八 第七十三条の四第一項に次の二号を加える。
- 九 日本住宅公團が日本住宅公團法(昭和三十年法律第一号)第三十一条第二号に規定する業務の用に供する土地

- 一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第六条第一項の規定に違反して登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 三 第三十二条及び附則第三条に
- 一 一ノ四 日本住宅公團自己の規定する業務以外の業務を行つたとき。
- ニスル登記又ハ登録
- (印紙税法の改正)  
第六条 印紙税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。
- 七 第五十二条の四第一項第二号中「日本電信電話公社」の下に「日本住宅公團」を加える。
- 八 第七十三条の四第一項に次の二号を加える。
- 九 日本住宅公團が日本住宅公團法(昭和三十年法律第一号)第三十一条第二号に規定する業務の用に供する土地

法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「又は地方公

共団体」を「地方公共団体又は日

本住宅公団」に改める。

(簡易生命保険及び郵便年金の積

立金の運用に関する法律の改正)

第十二条 簡易生命保険及び郵便年

金の積立金の運用に関する法律

(昭和二十七年法律第二百十号)の

一部を次のとおりに改正する。

第三条第一項に次の二号を加え

る。

九 日本住宅公団の発行する住

宅債券

十 日本住宅公団に対する貸付

(土地区画整理法の改正)

第十二条 土地区画整理法の一部を

次のように改正する。

第三条第三項中「次項」を「本章」

に改める。

第一章中第三条の次に次の二条

を加える。

(日本住宅公団の施行する土地

区画整理事業)

第三条の一 日本住宅公団は、建

設大臣が日本住宅公団の行う住

宅の建設又は宅地の造成とあわ

せてこれと関連する新たな市街

地を造成するための土地区画整

理事業を施行する必要があると

認める場合においては、計画決定

区域の土地について、当該土地区

画整理事業を施行することがで

きる。

2 前項の規定による土地区画整

理事業については、この法律及

び日本住宅公団法(昭和三十年

法律第 号)の定めるところによる。

(建設省設置法の改正)

第十三条 建設省設置法(昭和二十

三年法律第二百三号)の一部を次

のように改正する。

第三条中第二十三号の四の次に

次の一号を加える。

二十三の五 日本住宅公団の業

務の監督その他日本住宅公団

法(昭和三十年法律第 号)

の施行に関する事務を管理す

ること。

第三条第二十六号の二及び第二

十六号の三中「公共団体」の下に

「日本住宅公団」を加える。

第四条第二項中「前条第二十五

号から」を「前条第二十三号の五に

規定する事務のうち日本住宅公団

の経営一般の監督に關するもの、

同条第一十五号からに改める。

第四条第三項中「地区の指定に

關するもの」の下に並びに同条第

二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で土地区画

整理事業に係るものに關するも

の」を加える。

第四条第六項中「第二十四号ま

でに規定する事務」を「第二十二号

の四までに規定する事務、同条第

二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で土地区画

整理事業以外の事業に係るものに

關するもの、同条第二十四号に規

定する事務」に改める。

第二章中第五条の二の次に次の

一条を加える。

(日本住宅公团監理官)

第五条の三 第三条第二十三号の

五に規定する事務のうち日本住宅公団の經營一般の監督に関するものを行わせるため、建設省に日本住宅公团監理官一人を置く。

省の職員のうちから、建設大臣が命ずる。

第十二条第二号中「公共団体」の下に「日本住宅公团」を加える。

第十三条第二号昭和三十年五月十二日

2 日本住宅公团監理官は、建設省

の上大改修を加えられたとの請願。

第三七二号 昭和三十年五月二十四日

受付

高知県安芸市の都市計画に関する請願

五月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

第三九八号 昭和三十年五月十四日

受付

高知県安芸市の都市計画に関する請願

請願者 高知県安芸市長 仙頭 豊君

紹介議員 寺尾 豊君

一、県道藪原高山線等の一部を国道に編入するの請願(第三五〇号)

一、高知県安芸市の都市計画に関する請願(第三七二号)

一、府県道畠山安芸線改良工事促進に関する請願(第三七三号)

一、滋賀県白瀬川災害土木助成工事

継続に関する請願(第三九八号)

第三五〇号 昭和三十年五月十一日

受理

高知県安芸市においては、都市計画五

箇年計画の一環として昭和三十年度に

安芸市東浜元町を起点として北、府県

道井ノ口安芸線の延長五百五十メート

ルを工費三千五百万円をもつて拡幅

し、又安芸市中央幹線道路を安芸海岸

道路から北四百七十メートル、工費千

三百万円をもつて安芸敵、安芸橋西詰

間の道路に結び、この間の江の川に工

費二百九十七万八千円の橋の架設を計

画しているから、昭和三十年度に本計

画が実施できるよう処置せられたいと

の請願。

第三七三号 昭和三十年五月十二日

受付

県道藪原高山線等の一部を国道に編入するの請願

るにもかかわらず、比較的完全な国道十九号線及び国鉄中央線の交通整備にするものを行わせるため、本線と連絡するが、近時國際的觀光地としての国立公園上高地を十分に活用するには本線の重大な負荷に比して余りにも貧弱な道路である。

重大な負荷に比して余りにも貧弱な道

路であるから、両区間道路を国道に編入

が、奥地幹線林道

川柿ヶ久保線も既に完成間近となつて

おり、本線の完成が遅延すればこの幹

線村道も全く利用価値がないものとな

るから、昭和三十年度に是非とも本改

良工事を完成せられたいとの請願。

第三九八号 昭和三十年五月十四日

受付

滋賀県白瀬川災害土木助成工事

継続に関する請願

請願者 滋賀県高島郡マキノ町

紹介議員 西川甚五郎君

一、高知県安芸市においては、都市計画五

箇年計画の一環として昭和三十年度に

安芸市東浜元町を起点として北、府県

道井ノ口安芸線の延長五百五十メートル

をもつて安芸敵、安芸橋西詰

間の道路に結び、この間の江の川に工

費二百九十七万八千円の橋の架設を計

画しているから、昭和三十年度に本計

画が実施できるよう処置せられたいと

の請願。

第三九八号 昭和三十年五月十四日

受付

滋賀県白瀬川災害土木助成工事

継続に関する請願

請願者 滋賀県高島郡

紹介議員 舟尾 豊君

一、高知県安芸市においては、都市計画五

箇年計画の一環として昭和三十年度に

安芸市東浜元町を起点として北、府県

道井ノ口安芸線の延長五百五十メートル

をもつて安芸敵、安芸橋西詰

間の道路に結び、この間の江の川に工

費二百九十七万八千円の橋の架設を計

画しているから、昭和三十年度に本計画が実施され、着々工事の進ちよくを見ていたところ、再災害等により計画通り工事が進まず今日に至っているから、地元民の恒久的安全策のため、該工事を繼續実施せられたいとの請願。

年繼續工事が進められているが、現在の状態で進めば完成まで今後四箇年を要する見込みであつて、本線と連絡する

ために特に開発された奥地幹線林道

川柿ヶ久保線も既に完成間近となつて

おり、本線の完成が遅延すればこの幹

線村道も全く利用価値がないものとな

るから、昭和三十年度に是非とも本改

良工事を完成せられたいとの請願。

第三九八号 昭和三十年五月十四日

受付

滋賀県白瀬川災害土木助成工事

継続に関する請願

請願者 滋賀県高島郡

紹介議員 舟尾 豊君

一、高知県安芸市においては、都市計画五

箇年計画の一環として昭和三十年度に

安芸市東浜元町を起点として北、府県

道井ノ口安芸線の延長五百五十メートル

をもつて安芸敵、安芸橋西詰

間の道路に結び、この間の江の川に工

費二百九十七万八千円の橋の架設を計

画しているから、昭和三十年度に本計

画が実施され、着々工事の進みよく見

ていたところ、再災害等により計画通

り工事が進まず今日に至つて、いるか

ら、地元民の恒久的安全策のため、該

工事を繼續実施せられたいとの請願。

第三九八号 昭和三十年五月十四日

受付

滋賀県白瀬川災害土木助成工事

継続に関する請願

請願者 滋賀県高島郡

紹介議員 舟尾 豊君

一、高知県安芸市においては、都市計画五

箇年計画の一環として昭和三十年度に

安芸市東浜元町を起点として北、府県

道井ノ口安芸線の延長五百五十メートル

をもつて安芸敵、安芸橋西詰

間の道路に結び、この間の江の川に工

費二百九十七万八千円の橋の架設を計

画しているから、昭和三十年度に本計

画が実施され、着々工事の進みよく見

ていたところ、再災害等により計画通

昭和三十年五月二十七日印刷

昭和三十年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局